

資料 1 - 4 - 2

日本海西部・九州西海域マアジ(マサバ・マイワシ)広域資源管理方針に基づく
令和2年度の取組状況

令和2年8月末現在

1 漁獲努力量削減措置の実施状況

許可種類	管轄団体	措置	令和2年度の実施状況
大 中 型 ま き 網 漁 業 (大臣許可)	山陰旋網漁業協同組合	漁場移動	「小型魚を主とする漁獲があった場合には、以降、集中的な漁獲圧をかけないように速やかに漁場移動」については、漁場移動を発動するような状況が発生していない。 なお、小型魚を主とする漁場形成に備え、漁場移動の具体的取組対応、団体毎の取組が重複する海域での連携や情報共有及び連絡体制等を整備している。
	日本遠洋旋網漁業協同組合		
	鹿児島県旋網漁業協同組合	その他の措置（操業自粛）	839区（農林漁区）でマイワシの集中漁獲があったため1回の操業自粛を実施。 対馬東沖から山口県沖合海域において、アジ・サバの小型魚を主体とする漁場形成となったため1回（1晩）の操業自粛を実施。
	日本遠洋旋網漁業協同組合	休 漁	原則、月に6日間の休漁を実施。
	鹿児島県旋網漁業協同組合	水揚日数制限	鹿児島県沖合海域における1ヶ月の水揚日数は18日以内を実施。
		休 漁	長崎県沖合海域は原則、月に4日間の休漁を実施。 鹿児島県沖合海域は原則、月に5日間の休漁を実施。
中 型 ま き 網 漁 業 (県知事許可)	山陰旋網漁業協同組合 (島根県まき網漁業協議会)	漁獲量制限	隠岐海峡における1日あたりの1ヶ統のイワシ類の漁獲量上限100トン。(令和2年3月29日～)
		休 漁	原則、週に1日の休漁を実施。
	長崎県旋網漁業協同組合	漁場移動	「小型魚を主とする漁獲があった場合には、以降、集中的な漁獲圧をかけないように速やかに漁場移動」を36回実施。
		休 漁	県南海区、県北海区、五島海区、橘湾は、原則、月に4日間の休漁を実施。 対馬海区は、「小型魚の漁獲が多い時期に一定日数の休漁」を実施。
網 漁 業 (県知事許可)	鹿児島県旋網漁業協同組合	水揚日数制限	鹿児島県地先海域における1ヶ月の水揚日数は18日以内を実施。
		休 漁	原則、月に5日間の休漁を実施。

2 保護措置

五島西方沖地区及び隠岐海峡地区（西側）において、特定漁港漁場整備事業により整備した増殖場（マウンド礁）の中心から半径1マイル以内においては、マアジ・マサバ・マイワシの採捕を目的とする操業は行わない。